

各 特 定 事 業 者 様

愛 知 県 環 境 局 長

自動車使用管理実績報告書(2024(令和6)年度分)の提出について(通知)

日頃から、本県の大気環境行政の推進につきまして御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)」第34条の規定に基づき、本県内の対策地域で対象自動車を30台以上使用する特定事業者は、毎年、前年度の実績について愛知県知事に報告していただく必要があります。

つきましては、2024(令和6)年度実績について、下記により報告書等の提出をお願いします。

記

1 提出内容

2024(令和6)年度(2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日まで)の実績

2 提出方法

愛知県電子申請・届出システムにより提出してください。

報告書提出先(<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/proc-search/procedures/982951bc-42e9-4e58-a3a0-9420ddc92a3a>)

計画書提出先(<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/proc-search/procedures/c6521e26-ff1d-4866-a5ba-21fa1584934e>)

※必ず2025(令和7)年度提出用の様式をダウンロードして使用してください。

※電子申請・届出システムを利用することにより、排出ガス基準別の台数等が自動的に計算されて手間が軽減されるほか、いつでも提出が可能となります。

※電子申請・届出システムの利用ができない場合は、別添1及び2に基づき紙様式で報告書を提出してください。

3 提出期限

令和7年6月30日(月)

4 その他

使用する自動車が30台未満となった等、特定事業者該当しなくなった場合には、別紙記載例を参考に非該当届を作成し、所管の東三河総局・県民事務所等宛て提出してください。

令和7年度から電子申請・届出システムが新しくなっています。利用案内については「参考」を参照してください。

【参考】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NO_x・PM 法)(抄)

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者による計画の作成)

第 33 条 ・・・・(略)・・・事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、・・・(略)・・・事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置・・・(略)・・・実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第 34 条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第 41 条第 2 項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第 35 条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制が・・・(略)・・・著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、・・・(略)・・・必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第 1 項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(罰則)

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一～五 略

六 第 33 条又は第 36 条第 1 項(これらの規定を第 43 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による提出をしなかつた者

七 第 34 条、第 37 条若しくは第 41 条第 1 項から第 4 項まで(これらの規定を第 43 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 41 条第 1 項から第 4 項まで(第 43 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

担 当 環境政策部

水大気環境課

大気規制グループ

電 話 052-954-6215

電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp